

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律への対応について

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化する中、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっている。

こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、「女性の福祉増進」を基本理念とする新たな支援を規定した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日より施行されることとなった。

新法では、施策の対象者を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と規定しており、自治体に対して、支援対象者への包括的かつ継続的な「つながり続ける」支援や、きめ細やかな支援を行う民間団体との協働に努めることとされている。

新法の施行を契機として、令和6年度から新たに以下の事業に取り組む。

- ◇ 「困難な問題を抱える女性」に係る包括的な支援窓口を設置
- ◇ 民間シェルターへの支援強化

事業の内容

1 「困難な問題を抱える女性」に係る包括的な支援窓口の設置

これまで京都市では、様々な問題を抱える女性に対し、各部署が個別にそれぞれの支援を提供してきたが、自らの課題を客観的に認識できていない支援対象者も多く、適切な支援につながっていない状況も生じていることから、令和6年度に「困難な問題を抱える女性に対する包括的な支援窓口」を社会福祉法人等に委託して設置し、これまでのDV相談支援センターの運営で培ってきた支援機関のネットワークや支援ノウハウを生かしながら、支援対象者が安全かつ安心できる環境の下で自立して暮らせるよう伴走型の支援を実施する。（事業イメージは別紙参照）

【主な支援内容】

精神科医による診察やカウンセリングの提供、安全確保、各種行政支援の情報提供や 手続等への同行、その他住居、就労、生活全般の自立支援

2 民間シェルターへの支援強化

支援窓口での相談等により避難が必要と判断された場合、相談者を迅速にシェルターにて保護する。新法施行により、DV被害者のみならず、その他困難を抱える女性に支援対象者が拡大されるため、適切に対応できるよう民間シェルターへの補助金を増額する。

3 その他

困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画の策定は都道府県が義務、市町村は努力義務となっており、令和5年度は京都府において基本計画が策定され、本市も計画策定に係る有識者会議に参画し、連携を図ってきた。

市基本計画は、現行の第5次京都市男女共同参画計画の次期改正に合わせ、同計画と一体化した策定を予定している。(令和8年3月末策定予定)

(参考)

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和6年4月1日施行)

- ・目的・理念： 困難を抱える女性が自らの意思を尊重されながら、きめ細やかで寄り添いつながり続ける支援を受けることにより自立して暮らすことができる社会の実現
※「補導・保護更生」から「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」へ脱却
- ・施策の対象： 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性
- ・支援の内容： ①アウトリーチ等による早期の把握（相談窓口の周知、SNSを活用した支援等）
②居場所の提供（相談のきっかけ作りに有効な、気軽に立ち寄り交流できる場）
③相談支援
④一時保護
⑤被害回復支援（心身の回復のための中長期的・専門的な支援）
⑥日常生活の回復支援（サポートを受けながら生活する場）
⑦同伴児童への支援（学習支援、心的外傷へのケア、保育やショートステイ）
⑧自立支援（医学的・心理的支援、生活支援、日中活動の支援、居住支援）
⑨アフターケア（孤立しないよう定期的なフォローアップや相談支援）